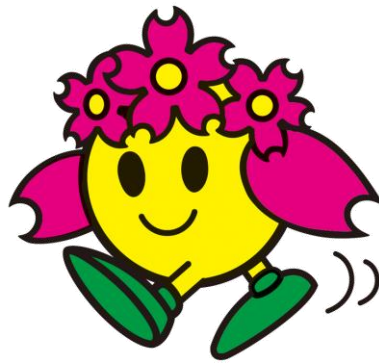


第3次 たどつ男女共同参画プラン

～男・女ではなく人が輝く社会に～



令和3年6月

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1 男女共同参画社会とは	P3
2 社会的背景	P5
3 プラン策定の趣旨	P7
4 プランの位置づけ	P7
5 プランの期間	P7
6 プランの基本理念など	P7
7 プランにおける課題	P8
8 プランの基本目標	P13
9 プランの体系	P15

第2章 プランの内容

<u>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進</u>	P17
■ 目標1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり	P19
■ 目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする	
教育・学習機会の充実	P21
<u>基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進</u>	P23
■ 目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	P25
■ 目標4 雇用などにおける男女共同参画の推進	P26
■ 目標5 防災・災害時における男女共同参画の推進	P29
■ 目標6 地域における男女共同参画の推進	P30

基本目標Ⅲ 多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進 P32

■ 目標7 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり P34

基本目標Ⅳ 安全・安心対策の推進 P38

■ 目標8 あらゆる暴力の根絶 P40

■ 目標9 生涯を通じた健康支援 P42

第3章 プランの推進 P44

第1章 プラン策定にあたって



1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女が、お互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことが出来る社会です。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

《5本の柱（基本理念）》

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

《男女共同参画社会のイメージ図》

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

○女性の政策、方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

○働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

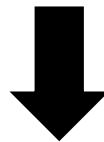
○家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって家族のパートナーシップの強化

○仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

○男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

○地域の活性化、暮らし改善、子ども達が伸びやかに育つ環境が実現



一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

2. 社会的背景

■世界の動向

昭和54（1979）年、第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」では、女子差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである。」と明記されています。

さらに、平成27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、全17目標の一つとして「ジェンダー平等の達成」が設定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は世界的な流れとなっています。

【主なもの】

☆ 国際婦人年 昭和50（1975）年

☆ 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

国連での採択年月日 昭和54（1979）年12月18日

日本での批准年月日 昭和60（1985）年6月25日

☆ SDGs（持続可能な開発目標）採択 平成27（2015）年9月

■国の動向

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みと連動しつつ、着実に進められてきました。

平成11（1999）年6月には、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定されています。なお同法に基づく「男女共同参画基本計画」については、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

一方、配偶者などからの暴力や職場等におけるハラスメントなどの被害は、深刻な社会問題であり人権侵害であると認識されるようになり、平成13（2001）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行されています。

また平成27（2015）年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられました。

【主なもの】

- ☆ 女性週間 4月10日～16日
わが国の女性が初めて参政権を行使した日「昭和21（1946）年4月10日」を記念して定めた一週間
- ☆ 男女共同参画社会基本法 平成11（1999）年6月23日公布、施行
- ☆ 男女共同参画基本計画 平成12（2000）年12月12日策定決定
- ☆ 内閣府男女共同参画推進本部、男女共同参画会議設置
平成13（2001）年1月
- ☆ DV防止法 平成13（2001）年10月13日施行
- ☆ 第2次男女共同参画基本計画 平成17（2005）年12月27日閣議決定
- ☆ 第3次男女共同参画基本計画 平成22（2010）年12月17日閣議決定
- ☆ 女性活躍推進法 平成27（2015）年9月4日施行
- ☆ 第4次男女共同参画基本計画 平成27（2015）年12月25日閣議決定
- ☆ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
平成30（2018）年5月23日施行
- ☆ 第5次男女共同参画基本計画 令和2（2020）年12月25日閣議決定

■県の動向

香川県においても、男女共同参画社会実現に向け平成14（2002）年4月に「香川県男女共同参画推進条例」が施行されています。

また当該条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画プランが策定されており、平成27（2015）年12月には第3次かがわ男女共同参画プランが策定されています。

さらに平成28（2016）年1月にはDV防止法に基づく「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」、平成29（2017）年1月には女性活躍推進法に基づく「かがわ働く女性活躍推進計画」が策定されています。

【主なもの】

- ☆ 香川県男女共同参画推進委員会 平成13（2001）年2月設置
- ☆ かがわ男女共同参画プラン 平成13（2001）年11月策定
- ☆ 香川県男女共同参画推進条例 平成14（2002）年4月施行
- ☆ かがわ男女共同参画プラン（後期計画） 平成18（2006）年3月策定
- ☆ 第2次かがわ男女共同参画プラン 平成23（2011）年10月策定
- ☆ 第3次かがわ男女共同参画プラン 平成27（2015）年12月策定
- ☆ 第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画
平成28（2016）年1月策定
- ☆ かがわ働く女性活躍推進計画 平成29（2017）年1月策定

3. プラン策定の趣旨

本町では平成22（2010）年度に、男女が共に住みやすく、いきいきと活動しやすい男女共同参画社会の形成を目指して、「たどつ男女共同参画プラン」を策定しました。さらに平成27（2015）年度には、「第2次たどつ男女共同参画プラン」（計画期間：平成28年度～令和2年度）（以下「第2次プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会形成を実現するための施策を推進しているところです。

この度、第2次プランの計画期間が終了することに伴い、引き続き男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、新たに「第3次たどつ男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しました。

4. プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定するものであり、本町における男女共同参画社会の形成の実現に向けた施策についての基本的な計画です。また同時に女性活躍推進法第6条第2項に規定される「市町村推進計画」及びDV防止法第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び香川県の「かがわ男女共同参画プラン」などを踏まえるとともに、「第6次多度津町総合計画」（以下「総合計画」という。）など関連計画との整合性を図りながら策定します。

5. プランの期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし、国の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしてとします。

6. プランの基本理念など

総合計画では、まちづくりの基本理念を「町民とともに歩み ともに作る参画・協働のまちづくり」と定め、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」「安全・安心で美しいまちづくり」「活気にあふれた魅力的なまちづくり」を進めており、このことは男女共同参画社会のあり方とも一致するものです。

一人ひとりが人権を尊重し、性別などにとらわれず、個性と能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりを進めるため、また総合計画におけるまちづくりの基本理念を踏まえ、本プランの基本理念は総合計画と同様とします。

また住民アンケートにおいてキャッチフレーズを募集したところ、皆様から多くの案が寄せられました。その中から「男・女ではなく人が輝く社会に」をキャッチフレーズに掲げ、本プランを推進します。

【基本理念】

町民と ともに歩み ともに作る参画・協働のまちづくり

【キャッチフレーズ】

男・女ではなく人が輝く社会に

7. プランにおける課題

令和2（2020）年7月に実施した住民アンケート及び事業所アンケートなどから、本町の現状、課題を以下のとおり整理しました。

アンケート結果

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」（「賛成」「どちらかといえば賛成」）27%のうち、理由として「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから（68%）」が最も多くなっています。（住民アンケート「問5」「問5-1」）
- 家庭生活におけるパートナー間の役割分担に関し、全項目で、「女性の役割」（「どちらかといえば女性の役割」「女性の役割」）が「男性の役割」（「男性の役割」「どちらか

たとえば男性の役割」)を大きく上回っており、「食事のしたく(あとかたづけ)」に至っては77%に達しています。(住民アンケート「問4-2」)

●男性の育児参加に関し、男女とも大多数が「必要」「ぜひ必要」「ある程度必要」(女性96%、男性87%)と回答していますが、役割分担(教育・しつけを含む)としては「女性の役割」「どちらかといえば女性の役割」「女性の役割」(44%)となっており、一層の男性の育児参加が望まれていると思われます。(住民アンケート「問4-2」「問7」)

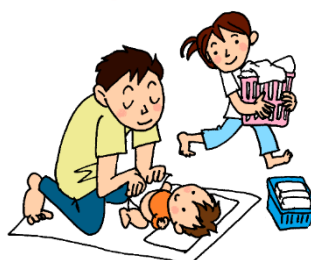
●アンケート回答者のうち、「家事専業(主婦・主夫)」の割合は女性22%に対し男性は0%です。(住民アンケート「問9」)

●各分野における男女の地位について、「学校教育」「法律や制度」以外の各項目で「男性の方が優遇されている」「非常に優遇されている」「優遇されている」と感じています。加えて、女性は「法律や制度」についても「男性の方が優遇されている」と感じています。前回結果と比較した場合、「学校教育」において改善傾向が見られますが、全体的に男性優位の社会状況に大きな変化は生じていません。(住民アンケート「問6」)

課題1 男女平等意識の啓発

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方に代表される「固定的性別役割分担意識」がいまだに根強く残っているものと思われます。このような意識は家庭内での女性の負担が大きくなり、社会進出を妨げていることの要因として考えられます。

性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、このような意識を解消し、性別を理由とする不平等をなくすための啓発を行うことが重要です。



アンケート回答

- 女性が仕事を持つことについて、「ずっと仕事を持っているほうがよい(女性 38%) (男性 25%)」という意見に対し、子育て期間中には「仕事を中断し、(中略)再びもつほうがよい(女性 44%) (男性 58%)」との意見が、男性を中心に大きく上回っており、男女間の意識の相違が見られます。(住民アンケート「問 8」)
- アンケート回答者の現在の状況について、男性は「常勤の会社員・公務員等(42%)」が最も多くなっています。一方女性は「パート・アルバイト・派遣社員など(29%)」が最も多い回答であり、前回アンケート結果(20%)より多くなっています。このことから女性に対する雇用環境が厳しいことが推察されます。(住民アンケート「問 9」)
- 職場での男女間の格差について、「特に男女の格差はない」との意見に次いで多いのが男女とも「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある(女性 21%、男性 27%)」となっており、前回アンケートより改善傾向にあるものの、課題として残っています。(住民アンケート「問 9-1」)
- 「育児休業制度を利用したことがない(利用できなかった)(女性 33%)(男性 32%)」の理由として、「職場に制度がなかった(知らされなかった)(女性 48%、男性 59%)」が最も多い回答となっています。また「仕事が忙しかった」ことを理由とした男性が 24% (女性 3%)、「出産を機に退職した」女性が 25% (男性 0%) に上っており、性別による傾向が表れています。(住民アンケート「問 10」「問 11」)
- 生活の中での現実の優先度について、男性は「仕事を優先」(41%)の割合が高く「家庭を優先」(5%)が少ないのが現状です。一方女性は「仕事と家庭をともに優先(29%)」「家庭を優先(22%)」の割合が高く「プライベートを優先(2%)」が少ない状況です。(住民アンケート「問 12」)
- ワーク・ライフ・バランス実現のために求められていることとして、「男性の家事・育児・介護への参加を促進する(46%)」「育児や介護のための休暇制度や手当を利用しやすくする(39%)」「保育や介護のための施設・サービスを充実させる(36%)」の順となっています。(住民アンケート「問 13」)
- 女性がより方針決定の過程に参画するために必要なことについて、「家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと(女性 40%、男性 42%)」が男女共に第 1 位、続いて「男性優位の組織運営を変えること(女性 27%、男性 22%)」が第 2 位となりました。(住民アンケート「問 20」)
- 60%の事業所が「全従業員のうち女性が占める割合が30%未満」という状況です。(事業所アンケート「問 3」)

- 40%の事業所が、正社員・正職員の平均勤続年数について「男性の方が長い（「かなり長い」「少し長い）」と回答しており、前回調査から変化がない状況です。（事業所アンケート「問6」）
- 50%の事業所で管理職（係長相当職以上）の女性割合が10%未満となっています。その理由としては、「全従業員に占める女性の割合が少ない（21%）」「結果として少なくなっている（21%）」が多くなっており、全体的に女性従業員が少ないことが背景と考えられます。（事業所アンケート「問7」「問8」）
- 40%が育児休業制度を未導入（導入予定を含む）と回答しており、その大部分が従業員数20人未満の事業所です。一方、50人以上の事業所はすべて導入済みです。（事業所アンケート「問10」）
- 57%が介護休業制度を未導入（導入予定を含む）と回答しており、その大部分が従業員数20人未満の事業所です。一方、200人以上の事業所はすべて導入済みです。（事業所アンケート「問11」）
- 各事業所の職場環境について「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い（46%）」「男性は育児休暇や介護休暇を利用しにくい慣習や雰囲気がある（44%）」「お茶くみ・掃除など、本来の業務でない仕事（雑用）は女性の担当（37%）」となっており、女性が補助的な役割となる一方、男性が育児・介護にかかわりにくい状況となっています。（事業所アンケート「問15」）
- 男女共同参画社会を実現するために町に推進を望む施策として、「子育て支援サービスの充実（42%）」「介護サービスや介護施設の充実（42%）」「保育施設や保育サービスの充実（39%）」の順となっており、福祉・教育施策への期待がうかがえます。（事業所アンケート「問18」）

課題2 女性活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現

今でも女性を取り巻く雇用環境が厳しいこと、一方、男性は育児休業などを利用しにくい労働環境にあります。女性がより一層、活躍するためには女性に焦点を当てた取り組みにとどまらず、男性や事業所に対する啓発を行うことが重要です。

また生活における仕事・家庭・プライベートのバランス確保が難しいことから保育・子育てや介護などの福祉サービスの充実を図ることによる暮らしやすい環境づくりが求められています。

アンケート回答

- 女性の10人に1人（12%）が軽度の暴力（医師の治療までは必要ない程度の暴力）や性行為を強要された経験があり、5人に1人（21%）がパワハラを経験しています。（住民アンケート「問14」「問15」）
- DV・ハラスメント経験者のうち「相談した」人は男女とも30%程度にとどまっており、理由として「自分さえ我慢すればよいと思った（女性52%）」「相談しても無駄だと思った（女性35%）」といった回答が多く見受けられます。（住民アンケート「問16」「問16-2」）
- DV・ハラスメント経験者の相談相手は「家族・親戚（女性66%、男性78%）」「友人・知人（女性86%、男性56%）」と身近な存在が主となっており、国・地方公共団体等、公共機関への相談事例は少数となっています。（住民アンケート「問16-1」）
- 事業所におけるハラスメント防止に向けた取り組みの有無について、前回アンケートから改善傾向にあるものの依然として「取り組んでいない」事業所が34%存在し、その大部分は従業員数20人未満の事業所です。一方、50人以上の事業所はすべて何らかの取り組みを行っています。（事業所アンケート「問9」）
- DVをなくすための対策として、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が男女とも最も多い回答（女性61%、男性57%）となっており、次いで「家庭・学校における男女平等や性についての教育を充実させる」（女性38%、男性41%）となっています。（住民アンケート「問18」）
- ハラスメントをなくすための対策として、男女とも「相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実（女性61%、男性58%）」が1位であり、「職場のコミュニケーションや風通しの改善（女性52%、男性47%）」「家庭・学校における教育の充実（女性47%、男性47%）」と続いています。（住民アンケート「問17」）

課題3 暴力を許さない意識づくり

DVやハラスメント経験者が一定数存在すること、その一方で被害者救済のきっかけとなる相談窓口の利用は少ない現状が確認できました。

DVやハラスメントをはじめ、子ども・高齢者・障がい者などへの虐待を含めた、あらゆる暴力を未然に防ぐための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実などが求められています。

8. プランの基本目標

本町では第2次プランの期間中、啓発のためのイベント開催をはじめとする取り組みを実施しました。

本プランでは、第2次プランまでの取り組みを継続するとともに、前述した3つの課題を踏まえ、以下のとおり「基本目標」を設定します。

これら基本目標に基づき男女共同参画の推進を図ることで、基本理念である「町民とともに歩み ともに作る参画・協働のまちづくり」に取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

人権尊重や平等意識は、男女共同参画社会を築くための基盤となる考え方ですが、固定的な性別役割分担意識や固定観念はいまだに根強く残っており、人々が個性や能力を発揮し活躍する妨げにもなっています。

参画・協働のまちづくりに向け、様々な機会をとらえた啓発活動をはじめ、幼少期からの男女平等教育の推進や、生涯を通じて継続的に学習できる機会の充実に努め、男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進を図ります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画・参加することが重要ですが、各分野において女性の参画が進んでいない現状があります。

参画・協働のまちづくりに向け、政策・方針決定過程をはじめ、雇用・防災・地域における女性の参画を進め、あらゆる分野における男女共同参画の推進を図ります。

基本目標Ⅲ 多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進

男女がともに自身の生き方を主体的に選択し、社会参画するためには仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要不可欠ですが、男女ともバランスが取れていない現状があります。

参画・協働のまちづくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発や子育て・介護支援の充実、男性の子育てへの啓発活動に努め、多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進を図ります。

基本目標Ⅳ 安全・安心対策の推進

男女がいきいきと社会参画するためには、安全・安心が必要不可欠です。

配偶者などからの暴力(DV)や性犯罪、ハラスメントなどの暴力は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されることではありません。また、安心して暮らすための健康管理・健康づくりも重要です。

参画・協働のまちづくりに向け、あらゆる暴力の根絶に努めるとともに、生涯を通じた健康支援に努め、安全・安心対策の推進を図ります。

9. プランの体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

目標1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向1 人権尊重の意識づくり

施策の方向2 男女共同参画への理解促進と意識の向上

目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

施策の方向1 学校等における男女共同参画の推進と充実

施策の方向2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（女性活躍推進計画）

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向2 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

目標4 雇用などにおける男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

施策の方向1 働く男女の活躍推進

施策の方向2 多様な生き方・働き方を可能にする雇用環境等の整備

施策の方向3 農業分野などにおける男女共同参画の推進

施策の方向4 働く男女の健康管理対策の推進

目標5 防災・災害時における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

施策の方向1 防災分野における女性の参画拡大

施策の方向2 防災対策・避難所の運営・相談支援などへの女性の視点の確保

目標6 地域における男女共同参画の推進

施策の方向1 男女の地域活動への参画推進

施策の方向2 高齢者の居場所づくり支援

施策の方向3 国際的視野を持った男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進（女性活躍推進計画）

目標7 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向2 子育て・介護支援の充実

施策の方向3 男性の子育てへの啓発活動の推進

基本目標Ⅳ 安全・安心対策の推進

目標8 あらゆる暴力の根絶

施策の方向1 DV予防対策の充実（DV防止基本計画）

施策の方向2 DV防止及び被害者支援の推進（DV防止基本計画）

施策の方向3 ハラスメント・児童虐待などの防止対策の推進

目標9 生涯を通じた健康支援

施策の方向1 生涯を通じた健康支援

■ 本プランを読むにあたって

基本目標及び目標 男女共同参画社会の実現に向けて、解決すべき4つの基本目標及び9つの目標を記載しています。

施策の方向 目標の達成に向けたそれぞれの施策のねらいを明記しています。

施策・事業 施策を推進するための個々の事業を包括的にとらえ、まとめました。

実施区分 プランの中での実施予定を記載しています。

A	実施中
B	令和4年度までに実施
C	令和6年度までに実施

目標値 数値化が可能で、かつ定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しています。

第2章 プランの内容

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた

社会基盤づくりの推進

男女共同参画社会の実現に向けての大きなハードルのひとつは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。

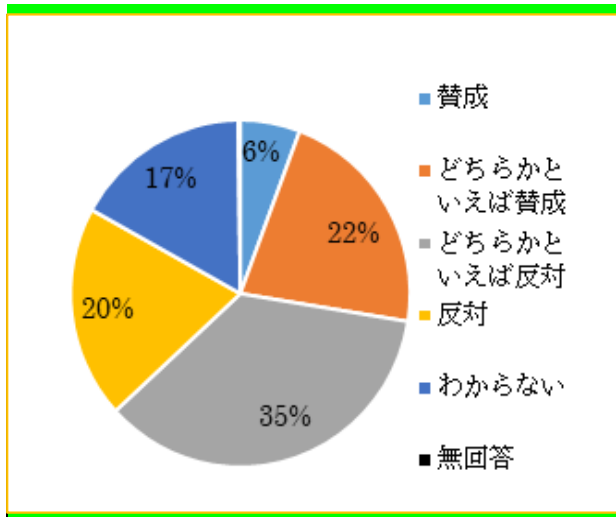
令和2（2020）年度に実施した住民アンケートでは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、賛成意見（「賛成」「どちらかといえば賛成」）が約28%を占めており、賛成理由としては「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」が最も多くなっています。（図表1）また「家庭生活におけるパートナー間の役割分担」に関する質問に対し、全ての項目で、女性の役割（「どちらかといえば女性の役割」「女性の役割」）が男性の役割（「男性の役割」「どちらかといえば男性の役割」）を大きく上回っており、家事・育児等、家庭生活における女性の負担が、女性を家庭に縛り付けている現状が垣間見えます。（図表2）

性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画について町民一人ひとりが理解することが重要です。

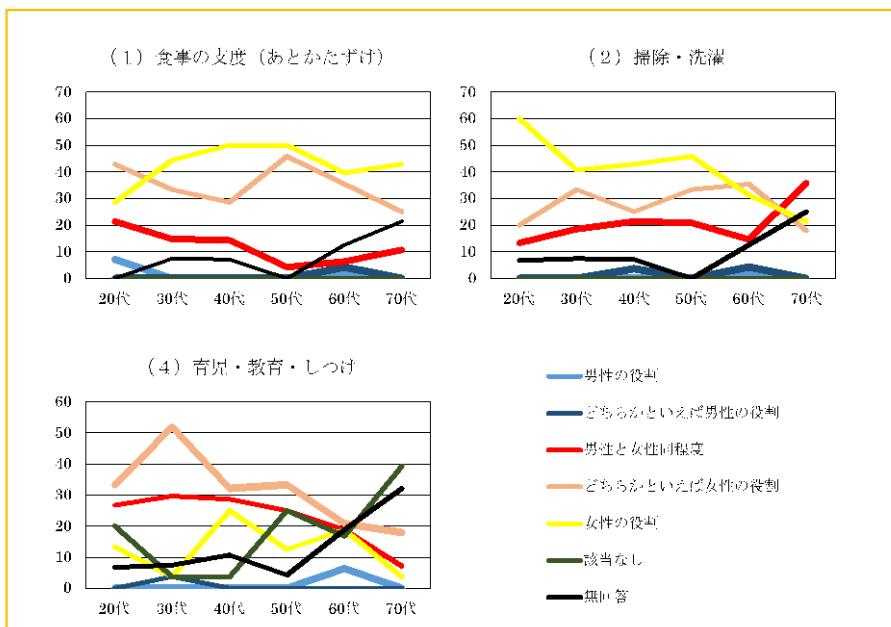
これらの課題を解決するため、人権尊重の啓発や男女平等意識を育むための教育に積極的に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進を図ります。



図表1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどのように思いますか？



図表2 家庭生活でのパートナー間の役割分担はどのようになっていますか？



■ 目標 1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現を目指す上で、人権尊重及び平等意識は基本となる考えであり、男女の人権のみならず、あらゆる差別や人権問題を解決し、一人ひとりが互いの人権を認め、尊重しあい、理解を深めることが必要不可欠です。

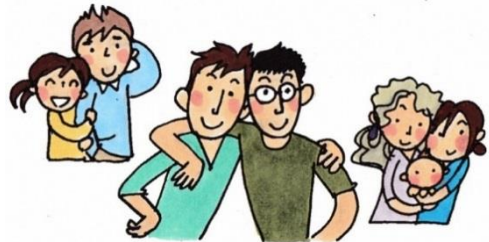
男女共同参画社会をめざした法律や制度の整備が進み、女性の社会進出が増え、男性の家事参加や育児休業取得が奨励されるなど、少しずつ男女平等の意識は浸透しつつあります。性別役割意識の払拭に向け、多様な機会、場面を活用して、男女共同参画の基礎的な概念について理解し、新たな法律や制度などについて住民に向けた広報・啓発活動などに取り組みます。

また男女間のみならず、性の多様性への理解促進に対する課題も存在することから、性的マイノリティ（LGBT）（※1）の人々が「生きづらさ」を感じることがないように、さらなる理解を深めるための広報・啓発活動にも取り組みます。

※1 LGBT：レズビアン（女性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（女性を好きになることも、男性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別とは違う性別で生きる人や生きたいと望む人）の各単語の頭文字を組み合わせた表現。性的マイノリティには、LGBT以外にもXジェンダー（性別を男女いずれかには分けられない人）、アセクシュアル（他人に恋愛感情を抱かない人）、クエスチョニング（好きになる性やこころの性が明確でない人）などが含まれます。

施策の方向 1

人権尊重の意識づくり



施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
広報誌などによる啓発	町広報誌やホームページへの人権啓発記事掲載や人権パンフレットの全戸配布等、様々な媒体を活用しての啓発活動に努めます。	住民環境課 教育課	A

研修会・講演会の開催	関係団体と共同で人権研修会・講演会を開催します。また町などが主催する研修会・講演会への参加要請を行います。	住民環境課 教育課	A
意識調査の実施及び分析	「人権・同和問題に関する意識調査」を実施し、住民の意識把握に努めます。	教育課 住民環境課	A
人権相談の充実	人権擁護委員と連携しての相談の実施や相談窓口の周知に努めます。	住民環境課	A

施策の方向2

男女共同参画への理解促進と意識の向上

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
広報誌などによる啓発	町広報誌やホームページへの記事掲載や国・県などのパンフレットなどを活用しての啓発活動に努めます。	住民環境課	A
男女共同参画の視点における表現のガイドライン作成	町の印刷物や電子媒体をはじめ各種表現について、男女共同参画の視点における注意点などを解説した手引きを作成し、周知します。	住民環境課	B
性的マイノリティ(LGBT)の方々をサポートするための職員ハンドブック作成	性の多様性に関する基礎知識や、職場内外における配慮点などを記載したハンドブックを作成し、周知します。	住民環境課	B
アンケートの実施及び分析	住民及び事業所へのアンケートを実施し、現状・課題及び施策の進捗状況を把握します。	住民環境課	A

【目標値】

内 容	現状値(R1 実績)	目標値(R7)
人権研修会・講演会の開催（※2）	4回	5回
人権・同和問題研修会等への参加人数（※3）	120人	120人
広報誌への男女共同参画関連記事の掲載	1回	3回
「男女共同参画」という用語の認知度（※4）	21%	30%
「夫は仕事、妻は家庭」の賛成意見割合（※4）	27%	20%以下
性的マイノリティ（LGBT）の認知度（※4）	24%	40%

※2 町職員向けの研修は本集計から除外

※3 令和元年度は全国規模の研修会が高松市で開催されたため、参加者数が増加

※4 町男女共同参画住民アンケート結果による（現状値は令和2年7月実施分）



■ 目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする

教育・学習機会の充実

男女平等意識を育むには、幼少期から成長段階に応じて多様な学習機会を通じて学んでいくことが大切です。学校・保育所等のみならず、男女共同参画に関する認識を社会に出てからも深められるよう、さまざまな機会を活用した学習環境の充実を図ります。

施策の方向1

学校等における男女共同参画の推進と充実

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
教職員の研修機会の充実	多度津町幼・小・中学校人権・同和教育研究会への補助金交付等の支援や臨地研修を実施し、教職員等に対する男女平等やジェンダー（※5）に関する理解促進に努めます。	教育課	A
男女平等教育の推進	学校・保育所などの教育・保育施設で男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児などを行うことの大切さを啓発します。	教育課 健康福祉課	A
「人権教室」への協力	相手を思いやる心を育むことを目的に人権擁護委員が各小学校・幼稚園で実施している「人権教室」への協力を努めます。	住民環境課	A

※5 ジェンダーは先天的・身体的・生物学的な性別ではなく、社会通念や慣習のもと、作り上げられた「社会的・文化的に形成された性別」であり、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使用されています。

施策の方向2

生涯学習における男女共同参画の推進と充実

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
女性セミナーの実施	公民館事業として「女性セミナー」を実施します。	教育課	A
地域活動団体への支援	多度津町婦人連絡協議会への補助金支出などの支援を行います	教育課	A

【目標値】

内 容	現状値(R1 実績)	目標値(R7)
女性セミナー受講者数	35人	40人

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍などの違いにかかわらず、その人がもてる力を最大限に発揮し、支え合う社会です。そのためには、女性の人材を含むさまざまな人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

しかし現状では政治をはじめ、企業や地域活動においても、女性の意思決定過程への参画が必ずしも十分とはいえない状況です。

国際間の男女格差を測る指数である「ジェンダーギャップ指数 2020」において我が国は 153 カ国中 121 位であり、特に政治分野(144 位)と経済分野(115 位)が低い値となっています。

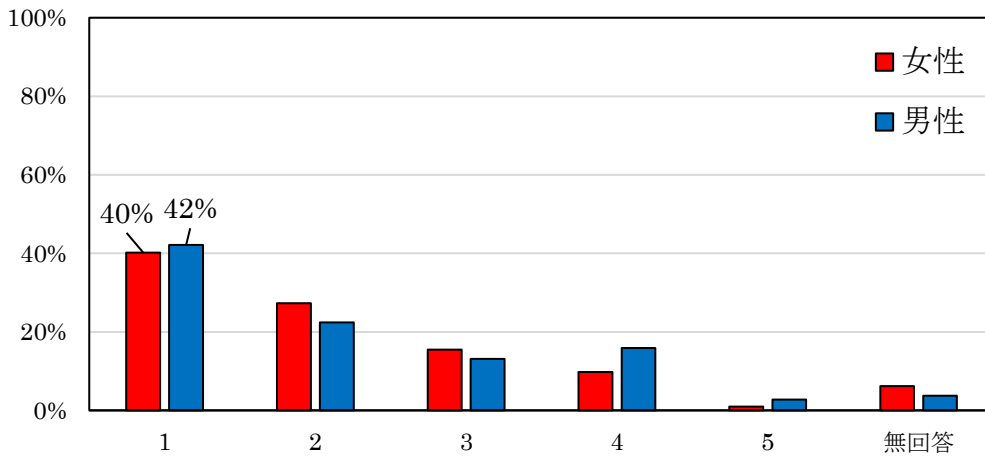
また本町においては各審議会委員に占める女性の割合(令和元年度)は 25%であり、全国平均(28%)、県平均(27%)を下回っています。また本町行政の係長相当職に占める女性の割合は 25%であり、これも全国平均(34%)、県平均(42%)を下回っています。

これらを踏まえ、住民アンケートで「女性がより方針決定の過程に参画するために必要なこと」について質問したところ、「家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくすこと」が男女共に第1位、続いて「男性優位の組織運営を変えること」が第2位となりました。(図表1)

以上の結果を踏まえ、本町においても審議会をはじめとした様々な意思決定過程の場への女性の参画促進に向けた取り組みとともに雇用分野、防災・災害時、さらには地域における各分野において性別役割分担や性差別意識をなくすなど、あらゆる分野における男女共同参画の推進を図ります。

図表 1 あなたは今後女性がより方針決定の過程に参画するためには、どのようなことが必要だと思いますか？

	女性	男性
1.家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識をなくす	40.2%	42.1%
2.男性優位の組織運営を変えること	27.3%	22.4%
3.家庭の支援・協力を得ること	15.5%	13.1%
4.女性の能力開発の機会を増やすこと	9.8%	15.9%
5.その他	1.0%	2.8%
無回答	6.2%	3.7%



■ 目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性参画を促進するため、町の方針を決定する際の審議会委員等への女性登用を推進するとともに、女性人材の養成・発掘に努めます。

施策の方向1

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
各種審議会委員等への女性の登用促進	審議会委員への女性登用に向けた啓発、審議会委員の推薦元団体への協力依頼に努めます。	全 課	A
行政における女性職員の採用・登用促進	本町特定事業主行動計画に基づき、取組を推進していきます。	町長公室	A
事業所への啓発	事業所の方針決定過程における女性の参画に向けた理解促進に努めます。	住民環境課	B

施策の方向2

人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
行政におけるキャリア形成支援	本町特定事業主行動計画に基づき、取組を推進していきます。	町長公室	A
女性の人材に関する情報収集	活躍中の女性に関する情報を町主催イベントやホームページなどを通じ紹介します。	住民環境課	A

【目標値】

内 容	現状値(R 1 実績)	目標値(R7)
各種審議会委員への女性の登用率	25%	30%

■ 目標4 雇用などにおける男女共同参画の推進

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担意識を見直し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るとともに、男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮し、健康に働くことができる環境づくりに向け、啓発を行います。

また家族経営協定（※6）の普及、生活研究グループなど、農業分野における男女がともに参画する豊かで活力ある地域社会の実現に取り組みます。

※6 家族経営協定：家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決め、実行するものです。

施策の方向1

働く男女の活躍推進



施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
講演会の開催	近隣市町などと連携して、主に事業所を対象とした講演会を開催します。	住民環境課	A
女性活躍実践企業顕彰事業の実施	近隣市町などと連携して、働く女性の活躍に向けた取り組みなどを実践している企業などに対する表彰実施に努めます。	住民環境課	A

取り組み事例の紹介	事業所における働く女性の活躍に向けた好事例を町ホームページなどを通じて紹介します。	住民環境課	B
-----------	---	-------	---

施策の方向2

多様な生き方・働き方を可能にする雇用環境等の整備

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
制度・法令の周知	必要な場面で積極的に制度を利用できるよう、育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法などに関し、住民、事業所などへの啓発に努めます。	住民環境課	B
働きやすい環境づくりの推進	事業所での男女格差解消に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※7）、労働時間短縮やフレックスタイム制などの多様な働き方について啓発します。	産業課	A
行政におけるワーク・ライフ・バランス確立に向けた取組	本町特定事業主行動計画に基づき、取組を推進していきます。	町長公室	A

※7 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するための暫定的な措置。

施策の方向3

農業分野などにおける男女共同参画の推進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
家族経営協定の普及促進	家族経営協定について啓発し、協定の締結を促進します。	産業課	A

農業委員会の女性委員の登用の推進	女性委員登用を引き続き推進します。	産 業 課	A
農水産品を活用した地産地消の支援	生活研究グループ連絡協議会への補助金を継続します。	産 業 課	A

施策の方向 4

働く男女の健康管理対策の推進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
各健（検）診の受診機会の拡大	休日健（検）診の実施、健（検）診実施機関の拡充、節目の無料検診を実施します。	健康福祉課 （保健センター）	A
各健康教室・健康相談の実施	健康づくりに関する知識の普及・啓発及び運動教室を実施します。	健康福祉課 （保健センター）	A

【目標値】

内 容	現状値(R1実績)	目標値(R7)
育児休業制度を導入している事業所の割合（※8）	56%	60%
家族経営協定締結農家数	7	10

※8 町男女共同参画住民アンケート結果による（現状値は令和2年7月実施分）

■ 目標5 防災・災害時における男女共同参画の推進

防災分野への女性の参画を拡大し、男女それぞれの立場にたった視点を取り入れていくことなど、災害時に備えて男女共同参画を推進します。

施策の方向1

防災分野における女性の参画拡大



施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
防災士の育成支援	町の地域防災力の向上を図るため、防災士の育成支援を行います。	総務課	B
消防団における男女共同参画の拡大	公設女性消防団を組織し女性消防団員の加入促進を図ります。	消防本部	C
地域住民の防火防災意識を高めるため、少年や女性の防火クラブの加入促進	現在、設立されている少年・女性防火委員会を活用して、加入促進を図ります。	消防本部	A

施策の方向2

防災対策・避難所の運営・相談支援などへの女性の視点の確保

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
男女共同参画の視点に基づく避難所の環境整備	女性をはじめ子ども・高齢者など、配慮が必要な人々が安心安全に過ごすことのできる避難所の環境整備を推進します。また災害時に避難所を円滑に開設・運営できるよう訓練等を行います。	総務課	C

【目標値】

内 容	現状値(R 1 実績)	目標値(R7)
男女共同参画の視点に基づき環境整備を行った避難所数	0 施設	2 施設
避難所などの運営訓練	0回	2回

■ 目標6 地域における男女共同参画の推進

男女がいきいきと社会参画するために、住民一人ひとりのニーズを把握しながら社会参画を促すことが必要です。多様化する地域課題の解決につながるよう福祉サービスの充実に取り組むとともに、家に閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりなどに取り組みます。



施策の方向1

男女の地域活動への参画推進

具体的な取組み	取組みの内容	担当部署	実施区分
ボランティア活動などの情報の提供	町内で行われる各種ボランティア活動や NPO 活動などの情報を収集し、情報提供を行います。	政策観光課	B

施策の方向2

高齢者の居場所づくり支援

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
高齢者の居場所づくり支援	高齢者の活躍の場、集う場所などを提供する団体に補助金を交付することで活躍などの場や居場所づくりの増加に努めます。	高齢者保険課	A

高齢者の在宅生活を住民自らが支えあう地域づくりの推進	高齢者の在宅生活を支える仕組みを考えるための協議体を設置します。	高齢者保険課	A
高齢者の就労支援	シルバー人材センターの会員登録数を増加に努めます。	高齢者保険課	A

施策の方向3

国際的視野を持った男女共同参画の推進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
多文化共生、国際理解の機会の充実	国際交流協会を通じた国際交流のあり方や多文化共生、国際理解の視点に立った国際交流事業を検討します。	町長公室	A
小学校への外国語指導助手の派遣	小学校現場での国際交流の進展を目的とした外国語指導助手を派遣します。	教育課	A
外国をルーツとする子どもへの支援	外国をルーツとする児童・生徒の学習・生活をサポートするため、指導員やボランティアの派遣を行います。	教育課	A

【目標値】

内 容	現状値(R1実績)	目標値(R7)
高齢者居場所づくり事業を行っている団体数	14団体	23団体
高齢者の在宅生活を支える仕組みを考えるための協議体の数	1団体	1団体
シルバー人材センター会員登録人数	430人	430人
国際交流事業数	0	2
小学校への外国語指導者の派遣時間	74時間	74時間

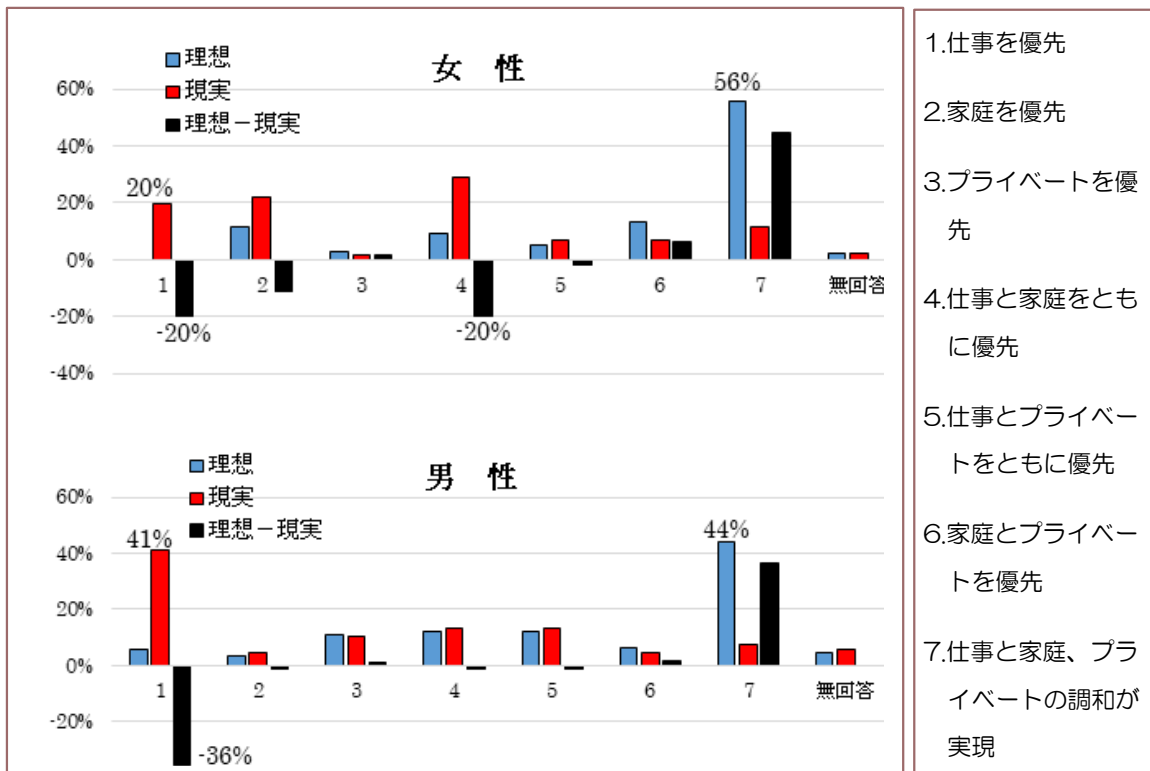
【基本目標Ⅲ】 多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進

男女共同参画社会とは仕事、家庭、地域生活などを自らの希望に沿った形で
行い、男女がともに夢や希望を実現できる社会であり、性別に関係なく生活し
やすい社会づくりの結果、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を
実現させることが重要です。

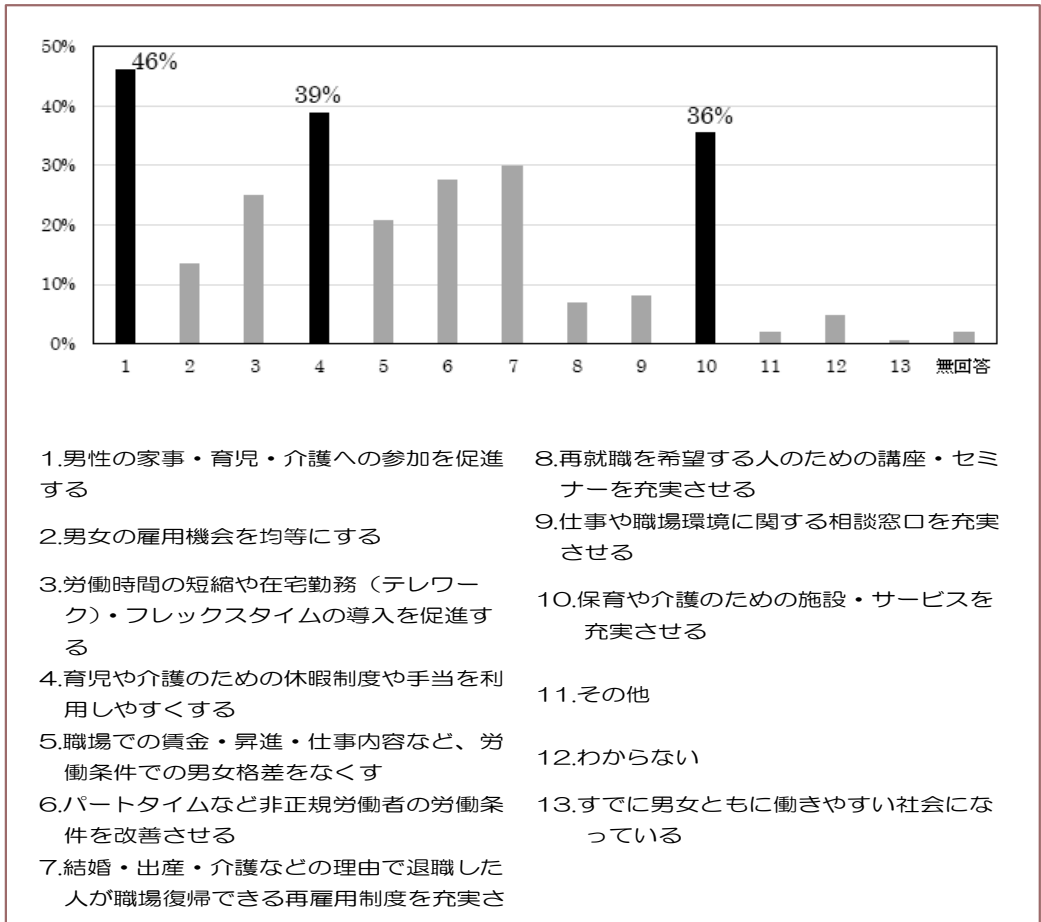
住民アンケートにおいて、生活の中での優先度について質問したところ「仕
事を優先」が男性の41%を占めるなど、ワーク・ライフ・バランスを望みな
がらも、希望と現実の差を感じている住民が多く存在します。（図表1）さら
にワーク・ライフ・バランス実現のために求められていることとして「男性の
家事・育児・介護への参加を促進する（46%）」「育児や介護のための休暇
制度や手当を利用しやすくする（39%）」「保育や介護のための施設・サー
ビスを充実させる（36%）」の順となっています。（図表2）

これらを踏まえ、住民・事業所などに対してワーク・ライフ・バランスの啓
発を行うとともに男性の子育てへの啓発、育児休業制度などの周知、福祉施策
の充実に努め、多様な生き方・働き方のできるまちづくりの推進を図ります。

図表 1 あなたの生活の中での「仕事」「家庭」「プライベート（地域活動・
学習・趣味など）」の優先度は？



図表2 「仕事」「家庭」「プライベート」などの様々な活動を、自らの希望するバランスで行うことができる社会をつくっていくために必要なことは？



- 1. 男性の家事・育児・介護への参加を促進する
- 2. 男女の雇用機会を均等にする
- 3. 労働時間の短縮や在宅勤務（テレワーク）・フレックスタイムの導入を促進する
- 4. 育児や介護のための休暇制度や手当を利用しやすくする
- 5. 職場での賃金・昇進・仕事内容など、労働条件での男女格差をなくす
- 6. パートタイムなど非正規労働者の労働条件を改善させる
- 7. 結婚・出産・介護などの理由で退職した人が職場復帰できる再雇用制度を充実させる
- 8. 再就職を希望する人のための講座・セミナーを充実させる
- 9. 仕事や職場環境に関する相談窓口を充実させる
- 10. 保育や介護のための施設・サービスを充実させる
- 11. その他
- 12. わからない
- 13. すでに男女ともに働きやすい社会になっている

■ 目標7 男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり

住民、事業所を対象とした女性活躍推進法への理解や男性の育児・介護休業取得率の向上に向けた普及・啓発に努めるとともに、男女が共に就業を継続できるように、子育てや介護を地域で支えるための環境づくりを進めます。

施策の方向1

ワーク・ライフ・バランスの推進



施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供	ワーク・ライフ・バランスの考え方や、多様な選択肢の存在、それを支える法制度やサービスについての広報実施に努めます。	住民環境課	B
女性活躍に向けたイベント開催	女性活躍に向け、職種の紹介、体験などが可能なイベントなどの開催に努めます。	住民環境課	A
子育て支援情報・求人情報発信	電子母子手帳アプリやメール配信を活用しての子育て支援制度、パパママ教室などを紹介するほか、女性のための求人情報配信に努めます。	健康福祉課 (保健センター)	A
再就職やキャリアアップへの支援	ハローワークによる相談会や再就職支援セミナーなど、雇用機会や技術取得機会についての情報提供や啓発を行います。	健康福祉課 産業課	A

施策の方向2

子育て・介護支援の充実

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
保育などの充実	延長保育の実施をはじめ、放課後児童クラブの対象児童の拡充や受け入れ先の拡大、事業所内保育事業の実施など、仕事と子育ての両立に向けた体制整備に取り組んでいます。	健康福祉課	A
親子参加できる子育て広場の開催	家族で参加し、子どもと触れ合う時間を増やしたり、遊び方を学ぶ機会の提供を行います。	健康福祉課 (保健センター)	A
一時預かり事業	本町に住民票があり、保育所・幼稚園・認定こども園等に在籍していない生後2か月から満3歳までの乳幼児を、保護者の冠婚葬祭、受療、リフレッシュなど一時的に家庭保育が困難となる場合に、保育を実施します。	健康福祉課 (保健センター)	A
児童生徒への就学援助	貧困等、生活上の困難を抱えている小学校・中学校へ就学する児童生徒に対し、就学援助を行います。	教 育 課	A
家庭教育学級の実施	社会的活動を行う地域の人材を活かしながら、また、学校等の実情や課題に沿った家庭教育学級を実施します。	教 育 課	A

幼稚園での預かり保育の実施	保育時間終了後、幼稚園の管理下において希望する在園児を預かり、保育することにより保護者の子育てを支援し、併せて幼児の心身の健全な発達を図ります。	教 育 課	A
放課後子ども教室の拡充	地域の指導力を活用し、放課後及び休日の等の児童の居場所づくりを提供します。	教 育 課	A
就学前保護者啓発活動の実施	学齢期の保護者だけでなく、就学前の子どもを持つ保護者を対象に早期から家庭教育や子育ての仕方について、学習機会や情報を提供します。	教 育 課	A
家族介護教室の開催	介護技術の講習会を必要時に開催します。	高齢者保険課	A
おしどり会の開催	認知症の方の介護者の交流会を年6回開催します。	高齢者保険課	A
介護予防サポーターの養成	講座を開催し、介護予防等への協力者の増加に努めます。	高齢者保険課	A
認知症サポーターの養成	講座を開催し、認知症の理解者の増加に努めます。	高齢者保険課	A
認知症高齢者を見守るネットワークづくり	徘徊などで行方不明となる高齢者の見守りのネットワークの構築に努めます。	高齢者保険課	A

施策の方向3

男性の子育てへの啓発活動の推進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
男性の育児休暇など取得促進に向けた啓発	男性の育児休業制度などの利用を促進するための啓発を行います。	住民環境課	B

マタニティ教室の開催	子育てに関する知識の普及や沐浴実習を実施。男性も参加しやすい日曜日に開催します。	健康福祉課 (保健センター)	A
母子健康手帳交付時の「お父さんの子育てメモリー」配付	啓発資材として配付しているのみであるため、今後活用方法について指導を行います。	健康福祉課 (保健センター)	A
様々な媒体を通じた啓発の実施	県の啓発活動を広報誌・ホームページなどを活用して周知します。	健康福祉課	A
おやし力向上事業	県やさぬきおやし連合が実施する事業の周知・広報等に協力します。	教 育 課	A

【目標値】

内 容	現状値(R1 実績)	目標値(R7)
マタニティ教室に夫婦で参加した人の割合	15%	30%
保育所の待機児童数（私的待機を含む）	31 人	10 人
放課後児童クラブの待機児童数	0 人	0 人
家族介護教室（介護技術の講習会）の参加者数	11 人	20 人
おしどり会（認知症の方の介護者の交流会）の参加者数	54 人	56 人
介護予防サポーター数	221 人	290 人
認知症サポーター数	1,682 人	2,300 人
認知症高齢者を見守るネットワークづくり協力団体数	26 団体	30 団体
家庭教育学級の実施回数	12 回	12 回
就学前保護者啓発事業の実施回数	0 回	12 回
放課後子ども教室の実施日数	73 回	100 回
放課後子ども教室の参加者数	2,254 人	2,300 人

【基本目標Ⅳ】 安全・安心対策の推進

男女共同参画社会は、誰もが安全・安心に暮らせる社会です。

しかしながら近年、配偶者やパートナー・恋人などからの暴力問題（DV）が深刻な社会問題となっています。加えて、令和2（2020）年以降における新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための外出自粛や休業などの状況下における生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されているところです。

配偶者暴力支援センターに指定されている「香川県子ども女性センター」への暴力相談件数は年々増加傾向にあり、令和元（2019）年度は914件となっています。

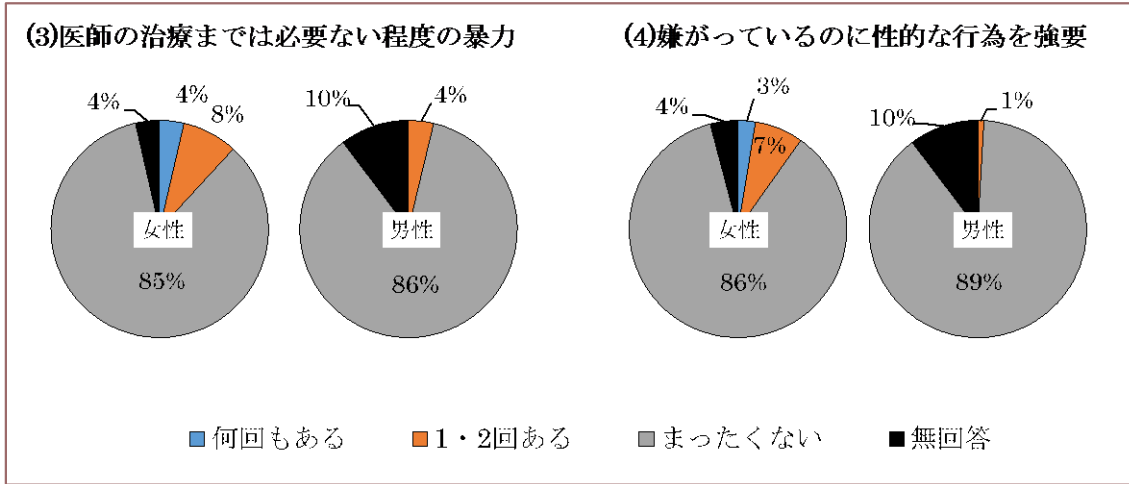
また住民アンケートでDVの経験について質問したところ、女性については全項目において「経験がある」と回答しており、中でも軽度の暴力を経験している女性が約12%、性行為を強要された女性が約10%存在します。（図表1）

一方、DV経験者（ハラスメント経験者を含む）のうち「相談した」と回答した人は男女とも30%程度にとどまっており、「自分さえ我慢すればよいと思った（女性52%）」「相談しても無駄だと思った（女性35%）」といった回答が多く見受けられます。（図表2）

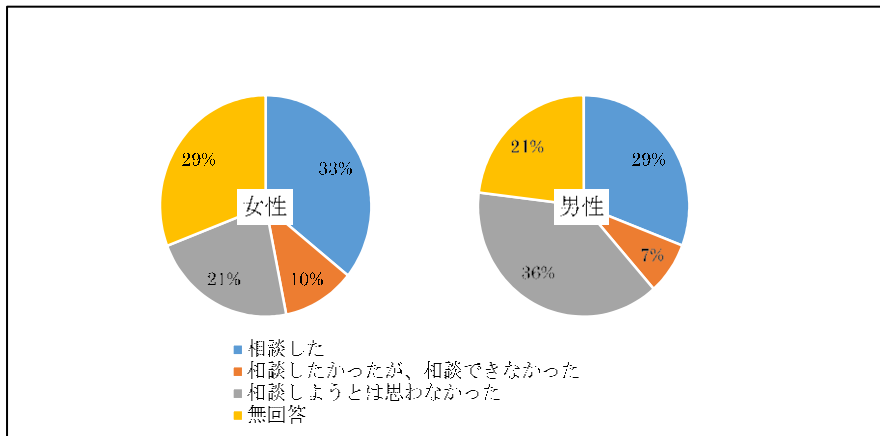
以上の結果を踏まえ、DVをはじめ、子ども・高齢者・障がい者への虐待や各ハラスメントを含めた、あらゆる暴力の防止に向けた啓発を行うとともに、相談窓口の周知など地域全体での見守りが必要です。

また、安心して暮らすための健康管理・健康づくりも男女共同参画社会実現のため重要であることから、あらゆる暴力の根絶及び生涯を通じた健康支援に努め、安全・安心対策の推進を図ります。

図表 1 あなたはパートナーから、次のようなことをされた経験がありますか？



図表 2 あなたはハラスメントまたはDVの経験について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか？



■ 目標8 あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。DVをはじめ、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各ハラスメントや児童虐待を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、被害者支援体制の充実を図ります。



施策の方向1

DV 予防対策の充実

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
様々な媒体を通じた啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中を中心に広報・ホームページ等を活用しての啓発活動や関係機関との連携によるパープルライトアップなどの実施に努めます。	住民環境課	B
学校教育における暴力防止教育	学校教育を通じて若年層に向けた暴力防止教育を推進します。	教育課	A

施策の方向2

DV 防止及び被害者支援の推進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
相談窓口との連携など	町広報誌・HPなどを通じての相談窓口を周知するとともに必要に応じて、関連部署や性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」などとの連携を図ります。	住民環境課	A

相談機能の強化及び関係機関との連携強化	DV相談に係る担当者の専門研修参加などにより相談機能を強化するとともに、情報収集や各種制度の活用について県や関係機関と連携、効果的な支援を行います。	健康福祉課	A
---------------------	--	-------	---

施策の方向3

ハラスメント・児童虐待などの防止対策の推進

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する啓発	セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する研修や取組事例などの情報提供などの啓発に努めます。	住民環境課	B
母子健康手帳交付時に情報提供	母体保護の制度や、産前・産後休暇、育児休業についてのチラシの配布。母子健康手帳交付時に勤務状況の聞き取りを行います。	健康福祉課 (保健センター)	A
児童虐待に対する知識の普及啓発	家庭訪問時や母子健診時の相談体制の充実及び早期発見に努めます。	健康福祉課 (保健センター)	A
児童虐待に関する相談支援体制の充実	要保護児童対策部会におけるケース支援及び関係機関との連携強化を図ります。	健康福祉課	A
携帯電話・スマートフォン等の正しい利用の仕方の啓発	インターネット有害情報から子どもたちを守るため、保護者が果たすべき役割等について学ぶ学習会を提供します。	教育課	A

【目標値】

内 容	現状値(R1実績)	目標値(R7)
ハラスメント・DV被害を相談した割合(※9)	40%	50%
DV被害が「何回もある」人の数(※9)	67人	50人
DV相談専門研修会(県主催)への参加	2回	2回
要保護児童対策部会回数	5回	5回

※9 町男女共同参画住民アンケート結果による(現状値は令和2年7月実施分)

■ 目標9 生涯を通じた健康支援

男女がいきいきと社会参画するためには、日ごろからの心身の健康づくりが基本です。特に女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が妊娠・出産期、乳幼児期・学童期・青年期・壮年期・高齢期といったライフステージに合わせて、健康管理・健康づくりに取り組むことのできる環境を整備します。

施策の方向1

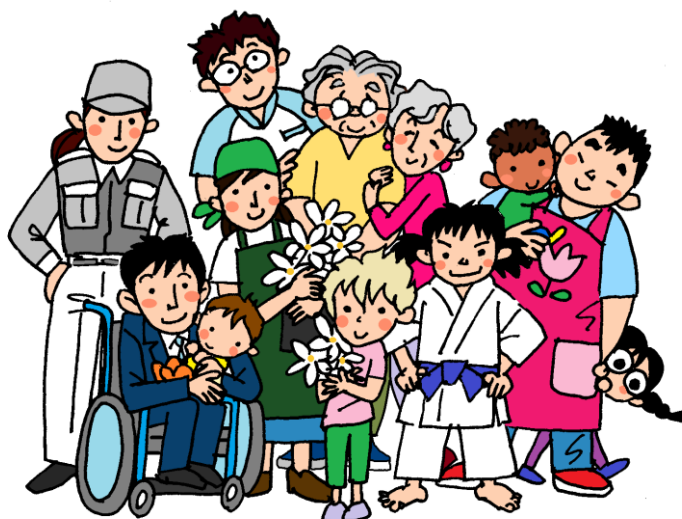
生涯を通じた健康支援

施策・事業	取組みの内容	担当部署	実施区分
女性のがん検診受診率向上	休日検診の実施、検診実施機関の拡充及び節目(無料)検診を実施します。	健康福祉課 (保健センター)	A
ウォーキングイベントの実施	「町民あるけあるけ大会」「ファミリー健康ウォーク」を実施します。	教 育 課	A
各種健康教室の実施	10月を「町民健康増進月間」と位置付け、毎週スポーツ教室を行います。	教 育 課	A

町体育協会への支援	スポーツ活動の普及促進を図るため、事務局を担当するとともに、補助金を支出します。	教 育 課	A
-----------	--	-------	---

【目標値】

内 容	現状値(R1実績)	目標値(R7)
ウォーキングイベント参加者数	81人	90人
スポーツ教室参加者数	58人	70人



第3章 プランの推進

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、教育、福祉等、広範囲な領域にわたっています。そのため、全庁的な体制及び住民との連携が必要不可欠です。住民・事業所・行政が連携を図りながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組めます。

(1) 庁内における推進体制

男女共同参画推進本部・・・町長、副町長、教育長及び課長級以上の職員で構成し、男女共同参画プランの策定や施策の推進等を行います。

男女共同参画推進幹事会・・・各課課長補佐級以下の職員で構成し、関連施策の進捗状況の把握・点検や意識調査等、具体的な事項について調査研究を行います。

(2) 住民等の参画

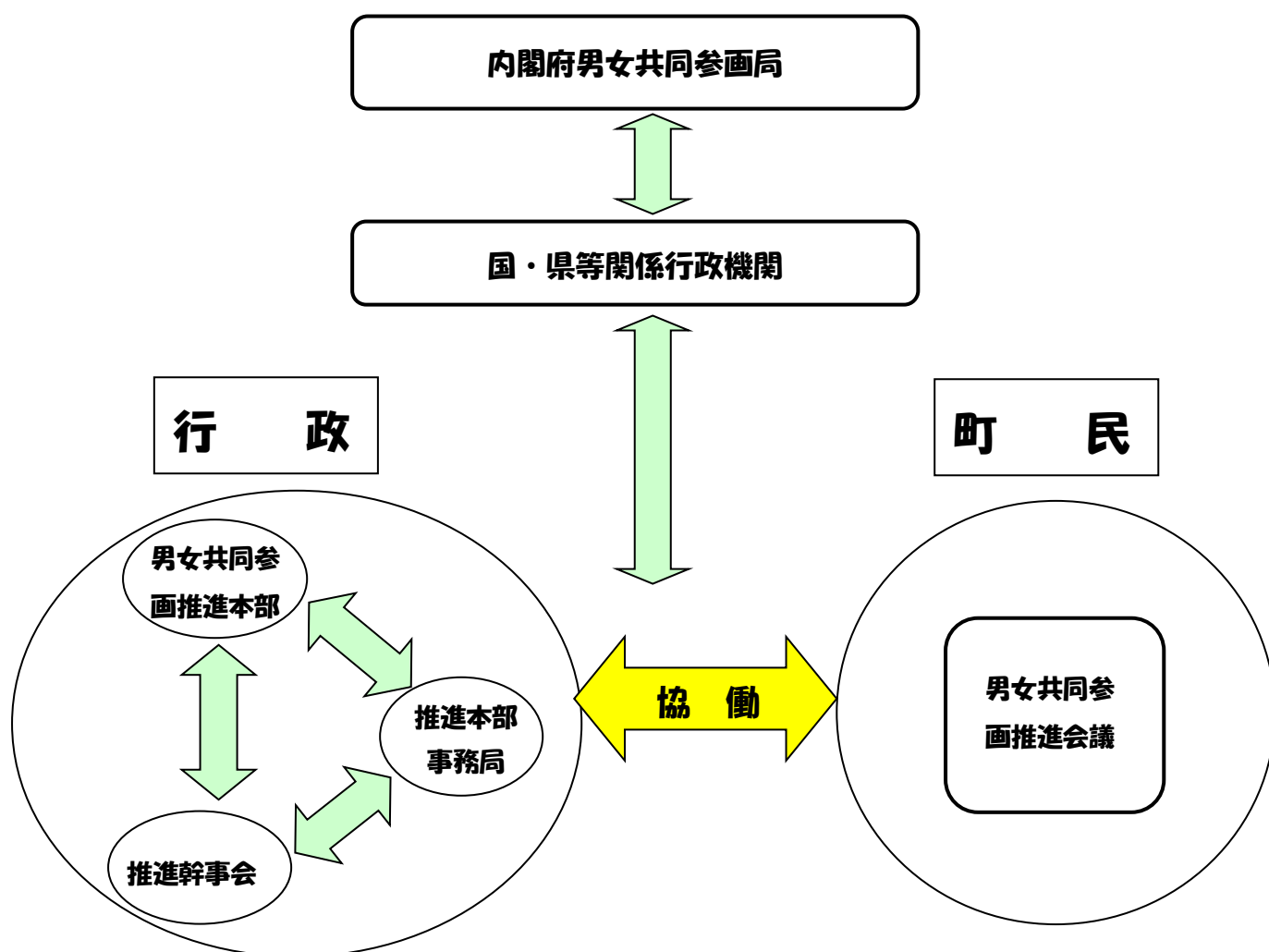
男女共同参画推進会議・・・各関係団体の代表、公募選出者等など住民が参画し、男女共同参画プランの策定や施策の推進等を行います。

男女共同参画推進委員名簿（令和3年4月現在）（敬称略）

	団体等の名称	氏名
1	多度津町議会	天 野 里 美
2	かがわ男女共同参画推進委員	濱 田 幸 子
3	かがわ男女共同参画推進委員	山 崎 忍
4	多度津町PTA連絡協議会	武 内 康 之
5	多度津町母子愛育会	吉 田 早 苗
6	人権擁護委員	大 浦 有 理 子
7	多度津町民生委員・児童委員協議会	三 好 和 代
8	多度津町自治連合会	大 谷 照 八
9	多度津商工会議所女性会	齊 穩 寺 憲 子

10	多度津町生活研究グループ連絡協議会	楠 裕子
11	園長校長会	橋田 美穂子
12	多度津町婦人連絡協議会	嶋田 節子
13	多度津町食生活改善推進協議会	葛石 京子
14	四変テック株式会社	横内 健一
15	公募委員	三木 佳代
16	多度津町教育委員会教育長	三木 信行

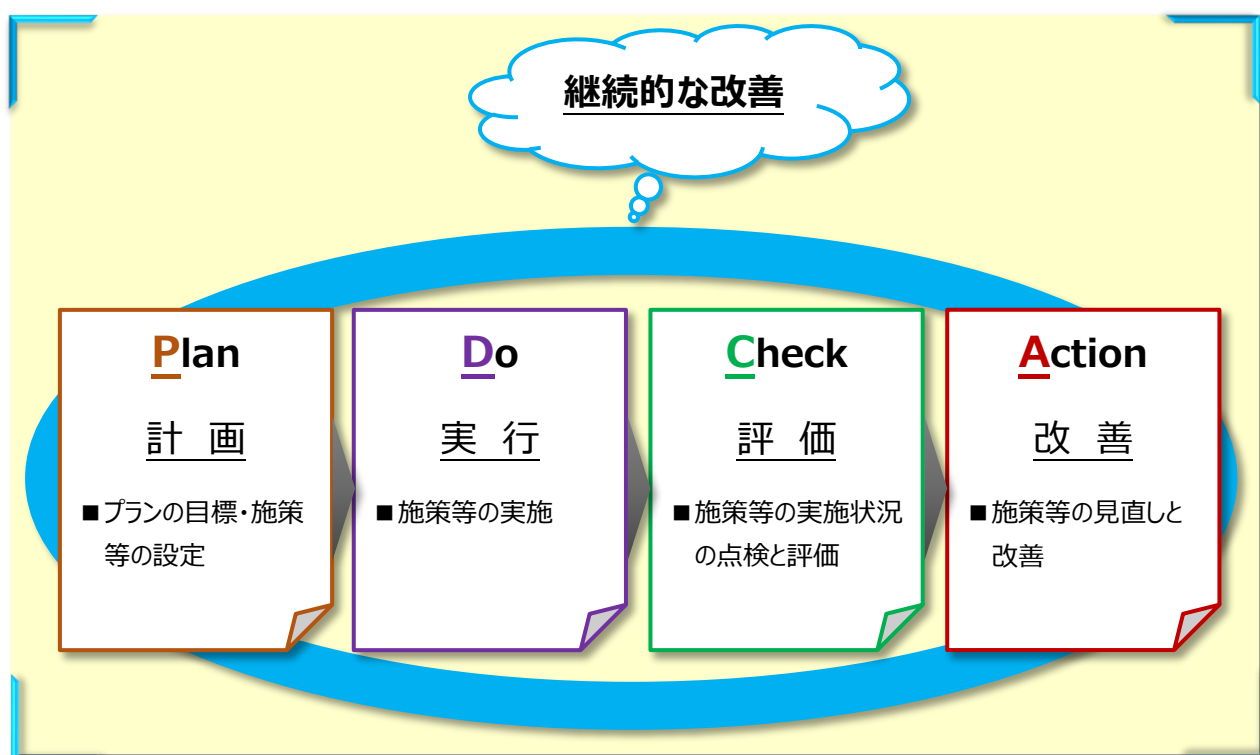
《推進体制イメージ図》



(3) 点検・評価

本プランにおける各施策の進捗状況について、「**PDCA**サイクル」に基づく定期的な点検・評価・改善に取り組み、結果を公表します。

《PDCAサイクルによるプランの推進》



(4) 関係機関との連携

男女共同参画の推進についての課題は、広範多岐にわたるため、本町の取り組みだけでは解決につながらないこともあり、横断的な協力体制が重要です。国や県、近隣市町などと連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

第3次たどつ男女共同参画プラン

発行年月：令和3年6月

発行元：多度津町 住民環境課

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番91号

TEL 0877-33-4480 FAX 0877-33-2450

E-mail jyuukan@town.tadotsu.lg.jp